

東京都市計画中高層階住環境保全地区の決定（新宿区決定）

都市計画中高層階住環境保全地区を次のように決定する。

| 種 類 | 面 積 | 備 考 |
|--------------------|---------------|---|
| 第1種 中高層階住環境保全地区 | 約 ha 1.4 | <p>（仮称）新宿区中高層階住環境保全地区の区域内における建築物の制限に関する条例を制定する。</p> <p>〔規制の概要〕 住環境の保全を図るため、指定階の用途を風俗営業等の用に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>第1種中高層階住環境保全地区 3階以上の部分を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業（以下「風俗営業」という。）、同条第6項から第8項までのいずれかに規定する営業（以下「性風俗特殊営業」という。）又は同条第11項に規定する営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）第2条の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第3号に規定する営業に該当するものに限る。以下「特定遊興飲食店営業」という。）の用に供する建築物は建築してはならない。</p> <p>第2種中高層階住環境保全地区 4階以上の部分を風俗営業、性風俗特殊営業又は特定遊興飲食店営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p> |
| 第2種 中高層階住環境保全地区 | 約 ha 279.6 | |
| 合計 | 約 ha 281.0 | |

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり。」

理由：緩やかに増加し続ける定住人口と住宅ストックの量的な充足に伴い、中高層階住居専用地区を廃止することにあわせて、住環境の保全を図るため、中高層住環境保全地区を決定する。

決定概要

| 種 類 | 決定箇所 | 面 積 | 備 考 |
|------------------------------|---|------------------------------|-----|
| <p>第 1 種 中高層階住環境保全地区</p> | <p>下落合四丁目、中落合二丁目、中落合三丁目及び西落合四丁目各地内</p> | <p>約 ha 1.4</p> | |
| <p>第 2 種 中高層階住環境保全地区</p> | <p>四谷一丁目、四谷二丁目、四谷三丁目、四谷四丁目、四谷本塩町、四谷三栄町、四谷坂町、若葉一丁目、須賀町、左門町、信濃町、荒木町、舟町、愛住町、大京町、霞ヶ丘町、内藤町、片町、新宿六丁目、新宿七丁目、市谷田町一丁目、市谷田町二丁目、市谷田町三丁目、市谷本村町、市谷甲良町、市谷船河原町、市谷山伏町、市谷八幡町、神楽坂一丁目、神楽坂二丁目、神楽坂五丁目、神楽坂六丁目、細工町、二十騎町、東五軒町、西五軒町、袋町、北町、南山伏町、北山伏町、白銀町、矢来町、若宮町、岩戸町、箆笥町、横寺町、新小川町、市谷薬王寺町、市谷柳町、市谷仲之町、天神町、榎町、東榎町、早稲田町、早稲田南町、馬場下町、原町一丁目、原町二丁目、原町三丁目、喜久井町、弁天町、山吹町、水道町、早稲田鶴巻町、住吉町、市谷台町、河田町、若松町、余丁町、戸山一丁目、戸山三丁目、富久町、百人町一丁目、百人町二丁目、百人町三丁目、百人町四丁目、大久保一丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、戸塚町一丁目、西早稲田一丁目、西早稲田二丁目、西早稲田三丁目、高田馬場一丁目、高田馬場二丁目、高田馬場三丁目、高田馬場四丁目、下落合一丁目、下落合二丁目、下落合四丁目、中落合一丁目、中落合二丁目、中落合三丁目、上落合一丁目、上落合二丁目、上落合三丁目、西落合三丁目、西落合四丁目、中井一丁目、中井二丁目、北新宿一丁目、北新宿二丁目、北新宿三丁目、北新宿四丁目、西新宿二丁目、西新宿三丁目、西新宿四丁目、西新宿五丁目、西新宿六丁目、西新宿七丁目及び西新宿八丁目各地内</p> | <p>約 ha 279.6</p> | |